

平成23年8月3日

於・総務省10階1002会議室

第969回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について (諮問第22号)	2
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第23号)	2
(3) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第24号)	7
3. 報告事項（情報流通行政局関係）	
(1) 地上デジタル放送への完全移行について	10
4. 閉 会	20

開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について (諮問第22号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第23号)

○原島会長 それでは審議に入ります前に、今般の人事異動により幹部の方がかわられましたので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○安藤総合通信基盤局総務課長 総務課長で参りました安藤でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○竹内電波政策課長 電波政策課長を拝命しました竹内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○原島会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入ります。

本日諮問されました諮問第22号「電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について」及び諮問第23号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、田原移動通信課長及び竹内電波政策課長から説明をいただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○田原移動通信課長　まず、諮問第22号説明資料と書いてある「電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について」ご説明させていただきます。

この省令案の改正でございますけれども、60GHz帯という高い周波数を使う特定小電力無線局の周波数拡張にかかるものでございます。この60GHz帯の特定小電力無線局は59GHzから66GHzという高い周波数を使いますけれども、こちらにつきましては、平成12年8月に制度化されているものでございます。

パワーポイントの横の絵でこの周波数帯の絵がございます。3枚目になるかと思っておりますけれども、こちらを見ていただきますと、日本の周波数が59GHzから66GHzという形になっております。欧米を見ますとヨーロッパが57GHzから66GHz、アメリカが57GHzから64GHzという形で使っております。こちらについていろいろ国際標準化が進んでいるわけでございますけれども、この57GHzから66GHzの中の周波数をこの下にある4チャンネルで使うというのが国際的な標準でございます。現在日本はその上のチャンネル2からチャンネル4だけ使えるという状況でございますが、アメリカ、北米等の周波数とヨーロッパの周波数と若干ずれがあるということがございます。これに対しまして、これを57GHzまで広げてほしいという要望がいろいろ出されたということ、あと昨年度開催しましたワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキングの取りまとめの中で、この周波数帯を2GHz下に拡張しまして57GHzから66GHzとする検討をすべきことが指摘されていたものでございます。

これを踏まえまして、今般、省令改正するものでございます。改正内容はもう1枚横の絵をおつけしてございますけれども、59GHzから66GHz使っております特定小電力のシステムの周波数帯域を57GHzから66GHz

という形に2GHz拡張するということでございます。

あわせて、現在5.7GHzから5.9GHz帯は現在陸上移動の無線局が使っておりますけれども、全国に現在数十局程度しかございません。実際には36局でございますけれども、こちらについては、今回のこの拡張に伴いまして規模を縮小するとうかがっております。ただ、共存できるという技術評価を得ておりますので、10年間は現状のものはそのまま使っても問題ないという形にした上で、経過措置を10年間置いた上で縮小するという事としております。

こちらのことにつきまして、この周波数を規定しております電波法施行規則の規定及び無線設備規則の規定、こちらを改正するものでございます。こちらにつきましては、パブリックコメントを先日1カ月間行いましたところ、賛成意見が2件出されております。反対意見等は特にございませんでした。

つきましては、本日ご審議いただきましてご答申いただきました際には、速やかに公布、施行の手続を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○竹内電波政策課長 続きまして、諮問第23号でございます。お手元の諮問第23号説明資料によりご説明を申し上げます。

本件は、ただいまご説明申し上げました諮問第22号に関連して、使用周波数帯域を新たに2GHz幅拡張するための周波数割当計画の一部を変更するものでございます。具体的には、説明資料の1枚おめくりいただきまして、2枚目の参考資料でご説明を申し上げます。

ただいまも説明がありましたように、この60GHz帯のうち5.7GHzから5.9GHzの2GHzの幅を新たに特定小電力の無線局用に割り当てを追加するというものでございますが、この帯域は、現在地球探査衛星を初めとして

5つの業務に割り当てをしているものでございます。この帯域につきまして、既存の移動業務の無線局につきましては、先ほど申しましたように36局現在運用されているわけですが、その使用期限を平成33年12月31日までとすること、そして、2GHz、5.7GHzから5.9GHz帯をこの特定小電力の無線局に拡張するというこの2点を改正するというものでございます。

本件にかかる施行の日でございますけれども、1枚目にお戻りいただきまして、答申をいただきましたら速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載することを予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問第23号「周波数割当計画の一部変更案について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○原島会長 ありがとうございます。それでは、諮問第22号と第23号につきまして、まとめてご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○前田代理 単純な話ですが、今、国際的に合わせるというのが主と同時に、ここの市場というか、この電波を使うマーケットみたいなものはこれから格段に広がると、そういう意味なのですか。それはどちらが主なんですか、この場合。国際的に合わせて、メーカーさんというか日本の産業支援になっているのか、それとも日本でも相当拡大するという見込みなのか。

○原島会長 もともと周波数そのものを広くしたいということなのか。

○田原移動通信課長 ちょっと先ほどのご説明に欠けておりました失礼いたしました。

こちらの周波数帯でございますけれども、超高速の伝送ということもございます。この特性を生かしまして、もっぱらミリ波でございますが、あんまり遠くに飛びませんので、屋内でテレビと、今どきの大型のフラットのテレビとチューナーの間を結ぶような用途がもっぱら実用化されております。各社さんの

A V 機器メーカーの高機能機種にこういうものに乗っけたり、壁掛けテレビですっきりしたテレビとチューナーという形で実現できますよという形で、昨年度ベースでの推計のデータでございますけれども、出荷台数が9万台程度というふうにメーカーサイドからは聞いております。こちらについて欧米のものと若干周波数が違うので、物づくりをするときに、日本向けと欧米向けで少し差をつけなければいけないということが1点ございます。そういうこともございますので、日本向けにつくったものをそのまま持っていけるということが1点ございます。

もう1点は、どうしてもこの完全にダブっているところだけを使おうとすると、今言ったように、日米欧のどこでもグローバルに使えるチャンネルはこの真ん中の2チャンネルしかない状況でございます。真ん中の2チャンネルですと、例えばチャンネル2を使うとチャンネル3は隣接のチャンネルから干渉があって伝送速度が落ちますので、同じ空間で2チャンネルとりにくく、あまり複数の高速伝送はできないということでございます。今回の改正によりまして、3チャンネル分とれますので、1チャンネルあけますとフル伝送で2チャンネル分はとれるということで、高機能化も図れるということでございます。この2点を主眼にしてなるべくこの下側で完全にグローバルが合うようにということで今回改正をしたいということでございます。

○原島会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、この諮問第22号及び第23号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することは、適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

(3) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について（諮問第24号）

○原島会長 次に、本日諮問されました諮問第24号「電波法施行規則の一部を改正する省令案について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 では、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。電波法施行規則の一部を改正する省令案につきまして説明いたします。

この省令案につきましては、前回の電波監理審議会でご報告いたしました電波法の一部を改正する法律の施行に伴う制度整備という内容でございます。諮問の背景のところをごらんいただきたいと思うんですが、先般5月26日に電波法の一部の改正が成立をいたしまして、その中で、前回ご説明をいたしました特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備に関する部分、いわゆる周波数再編に関する制度整備の部分につきましては、この改正法の中で法の公布日が6月1日でございますが、それから3カ月以内の範囲内で施行するというふうになっております。これに必要な規定の整備を行う観点から今回の諮問内容とさせていただいている部分でございます。

具体的な改正内容の部分でございますが、下の部分でございます。今回の改正電波法の中で周波数の移行をしながらその特定の基地局の開設を進めるということ認めるという改正を行っておりますが、ここにありますように、現に既存の無線局が使用している周波数であって、周波数割当計画において、この現に使用している無線局の使用期限が定められているものについて、特定

基地局が使用する場合の開設計画の認定の有効期間につきまして、従来は開設計画の有効期間というのは一律に5年間を上限として省令で定めるというふうになっておりましたが、このいわゆる周波数の移行をしながら基地局をつくる場合については、改正電波法につきましては、上限を10年間、10年を超えない範囲内において総務省で定めることの旨が定められております。

具体的な条文は1ページおめくりいただきまして参考1のほうにございます。ここの、ちょっと見にくうございますが、左側の改正後の電波法第27条の13の第6項のところ有効の期間の条文がございますが、この中で、下線を引いている部分でございます。前条第2項第2号の括弧書きに規定する周波数、これはいわゆる使用期限を定められた、既存の無線局の使用期限を定められた周波数につきまして、上限が10年という部分が追加をされております。これを受けた省令の改定をしたいというのが今回の諮問内容でございます。

ページをおめくりいただきまして、電波法施行規則の一部改正案ですが、既に開設計画の認定の有効期間につきましては、電波法施行規則第9条の2のところ、この表にあります現行のところにありますように、一律5年というふうに定めております。今般につきましては、その左側の改正案の下線部分にありますように、第27条の12第2項の括弧書き、つまり先ほど申し上げた使用期限を定めている周波数につきまして、その認定については10年間とするという部分を追加するというものでございます。

認定の有効期間につきましては、今後お諮りすることを考えております個別の周波数の再編の中身を見ながら考えるということも方法として考えられるところでございますが、現行で一律その具体的な案件とは別に5年間という基準を定めていることにならしまして、今般同じように10年という規定を追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては、この改正電波法は既に施行日の政令が閣議

決定されておりました、8月31日に施行することになっておりますので、本件につきましても同日の8月31日に施行したいという内容でございます。

以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。8月31日施行となっておりますので、この審議会に諮問があったという、そういうことでございます。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

法律のほうは10年を超えない範囲内ということになっていて、そのぎりぎりである10年に決めようということですが、移行が必要なものについて10年近くかかるものがありそうだという、そういう想定のもとにこうなっているというと考えてよろしいのでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 もともと法律で最大10年と定めたときの考え方は、もともと何もなくていわゆる更地の状態で携帯電話の基地局をつくるときは大体5年ぐらいかかるだろうということで5年になっております。今回引っ越しをして基地局を建てるということで、引っ越しをする期間もプラスすると。大体この周波数引っ越しで、案件によりましてけれども、おおむね大体5年ぐらいは引っ越しで時間がかかるだろうと。その引っ越しで5年かかって、そこで初めて更地になって基地局が完全に整備されて、そこから従来どおり5年間ですので、わかりやすく言えば5足す5で最大10年という考え方で法律は10年というふうに定めております。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第24号につきましては、諮問のとおり改正することは、適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局関係）

(1) 地上デジタル放送への完全移行について

○原島会長 それでは、審議を再開いたします。

報告事項といたしまして、「地上デジタル放送への完全移行について」につきまして、吉田地上放送課長から説明をお願いいたします。

○田中情報流通行政局長 冒頭ちょっと私のほうからよろしゅうございますか。

○原島会長 はい。

○田中情報流通行政局長 情報流通行政局長の田中でございます。これより担当の課長から資料でご説明させていただきますけれども、本審議会でもずっとフォローをして温かいご指導をいただいていたまいりました日本の地上デジタル放送の完全移行が7月24日をもちまして、被災3県、岩手県、宮城県、福島県を除いての44都道府県で成就することになりました。全体的なことで申し上げますと、今のところ大きなトラブルなく円滑に移行できたものというふうに私どもは見ております。

今後残された作業といたしましては、現時点でも最寄りの相談コーナーには、チューナーがなかなか品薄で買い求めることができないので何とかならないの

かとか、家の中の配線がうまくいかないのでは何とかならないのかとか、テレビを買ってきたけれども一部のチャンネルでうまく映らないのでそこを調整してくれないのかといったようなご相談が、ピーク時から見ますと相当減ってはいるんですけども、なお継続しているという状況でございます。私ども、それにかんがみまして、8月26日まで最寄りの相談コーナーを継続して開設して、丁寧に残された課題についても、1件でもテレビの見れなくなった方が生じないように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

この間、審議会にはさまざまな面で制度面でのサポートをしていただきましたと同時に、モラルサポートも温かくしていただきましたことを改めまして御礼申し上げます、冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○吉田地上放送課長 引き続きまして説明させていただきます。資料「地上デジタル放送への完全移行について」をごらんください。

まず、1ページ目をごらんください。デジタル化完了に当たりまして、私どもがデジタル化をなぜ行ってきたか、改めてきちんと世の中にもお示ししているかなきゃならないと思っております。そういう意味で、大きく左と右にございますとおり、放送サービスの高度化、これはいろいろなデジタルならではのツールがございますので、それを活用していかにこのコンテンツの高度化を図っていただくか、これは最終的には放送番組の話でございますけれども、そういうツールがいろんな形でご利用可能ということでございます。

右側でございますとおり、周波数の有効利用ということで、現在370MHz幅を使っているものを最終的には240MHz幅まで圧縮して、かつその左側にありますような高度なサービスが可能となるということでございます。したがって、その余りました周波数というのを活用いたしまして、携帯電話であるとか、いわゆるマルチメディア放送という新しい放送サービスや新しいビジ

ネスを展開していくということとともに、右下にございますとおり事故のない車社会であるとか、そういう防災・救急などでの活用ということも可能になるということで、安心・安全な世の中づくりにも貢献していくということでございます。

2 ページ目をごらんください。経緯を改めて申し上げるまでもございませぬけれども、デジタル化計画を発表してから13年間、実際にこの電波法改正によりアナログ周波数変更対策に着手してから10年間の作業を行ってまいりました。

済みません、2001年7月24日と書いてありますが、25日の間違いでございしますので、申しわけございませぬ、訂正いただければと存じます。

この25日の周波数割当計画等の一部変更というものに当たりまして、7月18日に電波監理審議会におきまして周波数割当の答申をいただいた上でこういう告示の変更を行っております。また、その後、こちらには書いてございませぬが、随時プラン局の周波数割当などにおきまして審議会にご審議をいただきながらデジタル化を進めてきたということでございます。

また、直近では、7月13日の電波監理審議会におきまして、東北3県におけるアナログ放送終了期限を延長するための周波数割当計画の一部変更のご審議をいただいたところでございます。

3 ページ目をごらんください。

私ども、最後の体制といたしまして、視聴者の方々をご相談いただいたときに気軽に便利にご相談いただけるような体制というのをできるだけ幅広くつくろうということでやってまいりました。左上にございますコールセンター1,200席規模、現在はもう随分縮小しておりますが、ピーク時には1,200席規模で24時間体制で運用しておりましたし、冒頭局長からも申しあげました地デジ臨時相談コーナー、まちの中で市役所の一角などをお借りいたしまして

こういう相談コーナーをつくるということで、対面型等の相談コーナーを全国1,600カ所つくってございます。ここでさまざまなご相談を預かったり、あるいはそのチューナー不足への対策などを行ったりしたところでございます。

また、21年度から行っておりました戸別訪問、実際に困っている方のご家庭を訪問してアドバイスをさせていただくというようなことも当然この7月前後、集中して行ってまいりました。

また、左下にございますボランティア活動ということで、全国40万人規模の方々にご協力いただきまして声かけ活動を行っております。この事例は後ほど出てきますので、その場で具体例を若干ご紹介させていただきます。

4ページをごらんください。

そういう対策を行ってきまして、7月23日までの状況でございますけれども、国の責任において、そのデジタルを受信できる環境をつくろうということで取り組んでまいりました山の中の共同アンテナやビル陰施設などにつきまして、対策工事は私どもが計画していたとおりでは終了しているというところがございます。その上、暫定衛星による対策も順調に進んでおりましたし、また、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯へのチューナーなどの支援を行ってまいりましたが、従来は郵送で申し込みをいただいておりますけれども、最終場になりまして、郵送による手続では間に合わない場合がございますので、先ほどの臨時相談コーナーにおきましてチューナーを直接その場で申し込んで手渡しさせていただくという即時交付などの取り組みも行ってまいりました。

一方で、2にございますとおり、テレビ受信機につきましては、32型の人気機種であるとか小型機種を中心といたしまして全国的に品薄の状態にはなっております。ただ、機種を選ばなければ入手できないという状況ではなかったと認識しております。一方で、そのアナログテレビにつけて受信するためのチューナーにつきましては、5,000円前後のものは一部店舗を除きまして

ほぼ完売で、手に入らないという状況がございました。当然そのチューナーの需要につきましては2台目、3台目も多かったわけでございますけれども、1台もデジタル対応していなくて7月24日を境にテレビが見られなくなるという方が生じないようにということで、あと市場におけるチューナーの不足の状況もかんがみまして、1台目に限定いたしましてチューナーの一時貸し出しということを、先ほどの臨時相談コーナー、あるいはその戸別訪問などを通じまして実施をしてきたところでございます。

また、Ⅱの「停波の状況」でございますが、7月24日12時に全局お知らせ画面に移行いたしまして、23時59分までに停波してございます。また、ケーブルテレビのデジアナ変換につきましても全国2,000万世帯以上を対象に実施しているところでございます。同じくBSアナログ放送も終了してございます。

5ページをごらんください。7月24日、地デジコールセンター、先ほど1,200席と申しましたけれども、こちらには約12万件のお問い合わせがございました。その後、ごらんいただいているように、順次お問い合わせの件数も減ってきているところでございます。

また、先ほどの臨時相談コーナーなどの状況も直接おいでいただいてご相談いただいた件数というのが、これは7月25日、月曜日がピークでございますが、約1万6,000件、これもごらんいただいたように、順次減ってきており、昨日は、速報値で若干変動はございますけれども、約5,000件まで減ってきてございます。戸別訪問も1日1,000件前後ずっと行ってきましたが、ここ数日は1,000件を切っているところでございます。また、先ほどのチューナーの低所得世帯の方への窓口での給付であるとか、あるいは1台目未対応の方への一時貸し出しというの月曜日をピークに順次減っているという状況でございます。7月24日、同月25日にお問い合わせやいろいろな対策というの

はピークを迎えましたが、その後順次減少しており、ただ、まだご相談をいただく方はもちろんいらっしゃいますので、引き続き丁寧に対応していくということで、今後の体制にもございますとおり、一部体制は縮小していきませんが、例えば先ほどの臨時相談コーナーを8月下旬まで設置するなど必要な支援をやっていくということでございます。

6 ページをごらんください。

これは先ほどのコールセンターの入電をグラフにしたものでございます。棒グラフは1週間単位のものでございますので、7月18日の週がピークでございますが、そこに向かってお問い合わせが順次ふえていき、7月18日の週にピークを迎えたということがおわかりいただけるかと存じます。

7 ページをごらんください。

臨時相談コーナー、これはお問い合わせの種別でございますけれども、左半分が7月23日まで、右半分が7月24日からでございます。特徴的なのは、やはり7月24日を過ぎて、小さいほうの丸の「受信器関係（テレビ等）」という薄いブルーの部分が割合が多くなっているのが右と左を比べますと顕著でございますが、これはテレビの受信機の問題であるとか、あるいはそのチューナーの貸し出しなども含まれますので、そういう最後の段階になってチューナーが手に入らないなどのお問い合わせが多かったということがわかるかと存じます。

8 ページをごらんください。

先ほど申し上げましたボランティアでございます。これ全部は申し上げませんけれども、幾つか特徴的なものがありまして、例えば5番の公衆浴場、おふろの番台から地デジ大丈夫と声をかけていただいたりとか、あるいは乳飲料の販売会社が訪問してお配りしているときに高齢者の方にお声をかけていただいたり、7番、タクシー、ご高齢の方が乗ったときに声をかけていただいたりと

ということで、さまざまな分野の方が地デジは大丈夫と、困っていたらこちらのほうに電話番号があるからと言ってコールセンターの電話番号の載ったカードをお渡しいただいて声をかけていただくというような活動を全国40万人の方々に協力いただきました。また、大手コンビニエンスストアにおきましてもデジタル化を促す旗を店の正面に張り出していただいたり、カウンターのところには先ほど申し上げたコールセンターの番号を記載したカードを置いたりしていただいております。これらいずれももちろんカードなどのグッズは当然お送りさせていただいておりますけれども、無償でご協力いただいているところでございます。

9ページは、先ほど申し上げましたとおり、右上にありますようなお知らせ画面に7月24日の正午からなりまして、7月25日から右下のような何も映らない状況になっているということでございます。

10ページをごらんください。

これは7月の電波監理審議会にご答申いただきました東北3県のアナログ放送の延長ということで、3月31日までということで、7月22日に告示をしております。

11ページをごらんください。

引き続き、私ども、しっかりやっていかなきゃならない部分がございます。まずは、先ほど申し上げましたとおり、お問い合わせが減ってきているとはいえまだまだ困っている方がいらっしゃいますので、そういう方への丁寧な対応というのは必要になってまいります。コールセンター、まち中の臨時相談コーナー、あとデジサポによる支援ということでございます。当然支援措置を申し込み、遅れてしまったというような方もいらっしゃると思いますので、当分の間はそういう方々への支援ということも継続してまいります。また、平成27年3月まで暫定的な衛星対策ということを行っておりますが、地元の放送をごら

くいただくようにするための措置ということも必要になってまいります。また、先ほど申しあげました岩手、宮城、福島の3県でのアナログ放送終了のための取り組みというのが、全国的な取り組みと同様の取り組みを引き続きやっております。

ひとまず今年7月24日ということで、全国的な44都道府県におけるアナログ停波ということは実現できたわけですが、引き続きこのようにご相談が必要な方への丁寧な対応と東北3県への取り組み、また平成27年3月までの取り組みというものをしっかりやってまいる所存でございますので、引き続きのご指導方、よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。

それでは、まず委員の方々から何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○松崎委員 私の住んでいる長岡市内のアパートでは、最初チューナーをもらいましたが、その後「元もと電波が届かない地域なので、チューナーを使っても見えません、CATVに入ることにしたので、それを経由して見てください、前にお配りしたチューナーは使わないで結構です」という通知が来ました。私は簡単に納得したのですが、その後、新潟日報という地方紙に同じようなケースで、高齢者の低所得層の家庭で、やはり難視聴地域なんでしょう。CATV経由でないと入らないということで、そのおじいさんは、今までただで見ていられたテレビがケーブルテレビのお金を払わねばならなくなった、しかも見られる範囲が違う、逆に自分の地域のことが見られなくなったというような記事がありました。そういうこぼれてしまう人たちへのフォローといったようなことは、お考えには。

○吉田地上放送課長 その具体例まではすぐにはわからないんですけども、やはりどうしてもアナログとデジタルで電波の飛び方が違う関係で、アナログ

ではぎりぎり見えていた、むしろ画質が悪く見えていたのが、デジタルの場合、画質が悪く見えるということがありませんので、見えるか見えないかどちらかになってしまいますので、どうしてもそういう境目の部分というのは生じます。そういうところでじゃあどうやって見ていただくかというのは、やはり地元の方々にご相談させていただいて、当然ケーブルでやっていただく場合には一定の負担がございます。そういうことも含めて通常であれば地元の方々にご相談させていただいてどういう対策をしていくかということをやらせていただくのが通常でございます。ですから、そういうお問い合わせがありましたら、デジサポのほうなり私どもの総合通信局のほうで、じゃあ実際その地域はどうなんだと、そのためにどういう対策があるんだというのを一個一個やってきたわけでございますけれども、ただ、実際にやっぱり間際になって、今まで気がつかなかつたけれどもやっぱり見えないというようなことが出てくるケースもございますので、そこはその1件1件やっぱり地元へ行って電波の状況を調べてということをごらんでもやってきたところでございます。ですから、そのおっしゃったようなその地域がどういう状況かというのは、具体的によろしければ実際に調べさせていただいてということは、この場で出たからということではなくて、すべての場所でやらさせていただいていますので、きちんとそこはまたフォローをさせていただきたいと思います。

○松崎委員 多分新潟の山間部だと思います。そういうふうに地方紙に大きく出てしまうと、この変化でこういう被害を受けている人がいるんだという見方が広く伝わってしまうので、ボランティアとかも大事ですが、広報ですね、周知、広報、例えばその新聞に一面広告を打つとかというような対応ができるといいのでは。やはり新聞の持つ効果、インパクトは大変大きいので、私もその記事を見たときに、あら、嫌だ、こんなことがあるんだと初めて知ったので、そういう不安にこたえる新聞広告なりが必要かと思います。地震のときのしつ

こいテレビコマーシャルのように何度も、みんながうるさいと言うぐらい、そういう地域の方、こういうことができます、ぜひこの電話番号へとか、何か告知、広報をして欲しいですね。

○吉田地上放送課長 今までも、全国紙もございしますが、地方紙を中心に、そのデジタル化のための働きかけということをやってきたこともございしますし、あるいは当然いろんな形で、広報という意味でプレスに対する私どものその取り組みをご紹介したりとか、そういう努力はしてきたつもりではございます。

○松崎委員 全般的な広報だけでなく、ピンポイントの対策も必要だと思うのです。例えば朝日新聞の「声」という投書欄に、こういうことで困っているという読者の投書があると、省庁によって大分違いますけれども、すぐ対応して、その担当の課長なり局長なりがお答えしますと投書しているケースを見かけます。可能でしたら、そういう記事を全国的にさらって行って、それに対応できるような広報、ピンポイントの広報というのができると思います。その記事を読んで、ああ、そんなかわいそうな人がいるんだと思った読者たちに、そこをねらったピンポイントの広報で「大丈夫ですよ」というような安心させる広報をやっていただけるとよいかと思います。くどくて済みません。

○吉田地上放送課長 ありがとうございます。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後にちょっと私のほうから。今回東北3県は来年3月31日まで延期になりましたけれども、7月24日にそれ以外の44都道府県ですか、円滑に地上デジタル放送に完全移行したということでございます。もともとこれは、先ほどご説明がありましたように、2001年7月18日のこの電監審の答申に基づいて7月25日に告示、10年後にアナログを終了するということで、そういう経緯もありまして、それを引き継いでいるこの関係の審議会としては非常に感慨深いものがございます。その間、総務省としても大変なご努

力があつたと思いますし、また民間の方々にかなりのご協力をいただいたというように、ボランティアも含めて伺っております。本当にお疲れさまでございました。

一方で、せっかくこういう形でデジタルテレビ放送にほぼ完全移行したわけですので、きちんとメリットが出るように、テレビジョン放送そのものがこれからさらに豊かなものになり、それから、もう一つ今回の重要なことは、周波数の再編ということですので、その再編された周波数をこれから有効に活用されるということを期待したいと思っております。

また、コールセンター等にまだいろいろな問い合わせがあるということで、先ほどのご意見も含めまして、まだまだきめ細かいサポートが必要なのかと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

しかしながら、今回1つの区切りを迎えたということで、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成23年9月14日、水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)